議案第七十八号関係資料

令和７年３月６日
都市建設常任委員会
都市整備部建築指導課
資　　料

青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（概要）

１　制定理由

令和７年４月１日より改正建築基準法及び改正建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「改正省エネ法」という。）が施行されることを踏まえ、建築確認、完了検査及び中間検査（以下「確認等」という。）の審査にかかる所要時間を見直すほか、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）の対象が拡大されることに伴い、所要の改正をするもの。

２　改正の内容

ｉ）建築基準法の改正によるもの

【確認等に係る所要時間の見直しによる手数料の改正】

① 改正法により、住宅規模の建築物に対する確認の特例の対象規模が縮小され、確認等の審査項目が増加（審査時間増加）すること。**※確認の特例=申請図書省略→審査項目が少ない（審査時間が短い）**

② 上記に加え、数年毎の法改正の度に審査すべき項目が増加しており、県及び県内各行政庁が所要時間の見直しを進めているほか、県内民間確認検査機関の手数料と乖離が生じていること。

以上を踏まえ、確認等に係る所要時間を見直し手数料を改正するもの。

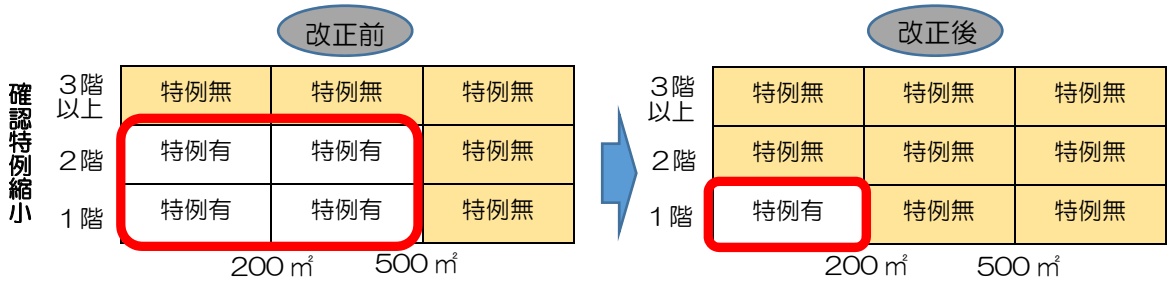

ⅱ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正によるもの

【イ．省エネ適判手数料の追加】

改正省エネ法により、住宅・非住宅問わず原則全ての建築物の新築又は増改築工事に対しエネルギー消費性能基準（以下、「性能基準」という。）への適合が義務付けられることから、住宅・共同住宅の省エネ適判手数料の新設とこれまで省エネ適判が不要であった非住宅３００㎡以下の建築物に対する省エネ適判手数料を追加するもの。

【ロ．建築確認・完了検査手数料に加算する省エネ性能適合性審査手数料の追加】

住宅、共同住宅等は性能基準への適合性を仕様基準(※)によることができ、この場合、省エネ適判は不要となるが建築確認申請と併せて審査することとなるため、加算する手数料を追加するもの。

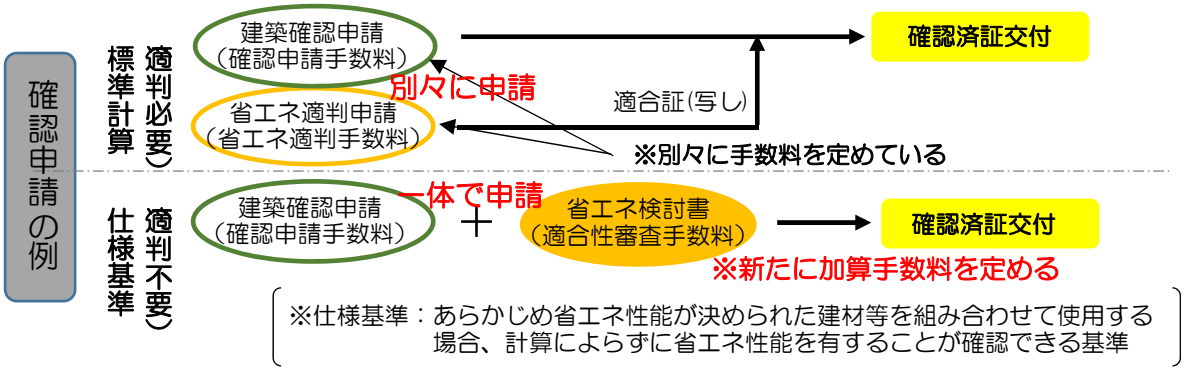

３　施行期日

施 行 期 日　　令和７年４月１日

令和７年３月６日
都市建設常任委員会
都市整備部建築指導課
資　　料

４　参考

●確認申請（建築物）の手数料　※改定後　【一部抜粋】

手数料		青森市			県
		【改訂】確認申請	【新設】省エネ基準審査の加算手数料		県改定額の比較
区分	面積（㎡）		戸建住宅	共同住宅等	
建築物	30 以内	15,000 円	8,000 円	17,000 円	同左（同額）
	30 超～100	20,000 円	8,000 円	17,000 円	〃
	100 超～200	29,000 円	8,000 円	17,000 円	〃
	200 超～500	43,000 円	9,000 円	17,000 円	〃
	500 超～1000	69,000 円	9,000 円	27,000 円	〃

●省エネ適判の手数料【一部抜粋】　※改定後　【一部抜粋】

区分	評価手法	規模	手数料
【新設】一戸建て住宅	標準計算	－	34,000 円
	仕様基準	－	17,000 円
	組合せ評価	－	25,000 円
【新設】共同住宅等	標準計算	4 戸以下	63,000 円
		5 戸以上　15 戸以下	105,000 円
		16 戸以上　45 戸以下	179,000 円
		46 戸以上	256,000 円
	仕様基準	4 戸以下	29,000 円
		5 戸以上　15 戸以下	51,000 円
		16 戸以上　45 戸以下	94,000 円
		46 戸以上	142,000 円
	組合せ評価	4 戸以下	46,000 円
		5 戸以上　15 戸以下	78,000 円
		16 戸以上　45 戸以下	136,000 円
		46 戸以上	199,000 円
非住宅建築物（工場・倉庫等以外）	標準入力法	【新設】300 平方メートル未満	207,000 円
	モデル建物法	【新設】300 平方メートル未満	79,000 円
非住宅建築物（工場・倉庫等）	標準入力法	【新設】300 平方メートル未満	20,000 円
	モデル建物法	【新設】300 平方メートル未満	17,000 円

《一例として》

- 一戸建て住宅(2 階建て 100 ㎡)申請手数料：20,000 円+8,000 円=<u>28,000 円</u>
- 省エネ適判(標準計算の場合)：<u>34,000 円</u>
- 省エネ適判(仕様基準の場合)：<u>17,000 円</u>
- 省エネ適判(組合せる場合)　：<u>25,000 円</u>